

私立学校振興助成法（抄）

（最終改正 昭和50年7月11日法律第61号）
（令和5年5月8日法律第21号）

（目的）

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第2条第3項に規定する学校をいう。

4 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第4条に規定する所轄庁をいう。

（学校法人の責務）

第3条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。

（私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助）

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

（補助金の減額等）

第5条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、前条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

- 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- 二 学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合
- 三 在学している学生の数が学則に定めた収容定員に満たない場合
- 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合
- 五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

第6条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が

前条各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第4条第1項の規定による補助金を交付しないことができる。学校法人の設置する大学又は高等専門学校に、設置後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していない学部又は学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）がある場合においては、当該学部又は学科に係る当該補助金についても、同様とする。

（補助金の増額）

第7条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第4条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

（学校法人が行う学資の貸与の事業についての助成）

第8条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、当該学校法人がその設置する学校の学生又は生徒を対象として行う学資の貸与の事業について、資金の貸付けその他必要な援助をすることができる。

（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について

補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

（その他の助成）

第10条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第4条、第8条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和23年法律第73号）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条及び第237条から第238条の5までの規定の適用を妨げない。

（間接補助）

第11条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

（所轄庁の権限）

第12条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- 三 当該学校法人の予算が助成の目的

に照らして不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

- 四 当該学校法人の役員又は評議員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員又は評議員の解職をすべき旨を勧告すること。
(意見の聴取等)

第12条の2 所轄庁は、前条第2号の規定による是正命令をしようとするときは、私立学校審議会又は学校教育法第95条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴かなければならない。

2 所轄庁は、前条第2号の規定による是正命令をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第30条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第4項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

3 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会の付与しなければならない。

4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

5 行政手続法第29条第2項及び第31

条（同法第16条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第3項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第31条において準用する同法第16条第4項中「行政庁」とあるのは、「私立学校振興助成法第12条の2第1項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会の付与する場合には、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

7 前条第2号の規定による是正命令については、審査請求をすることができない。

第13条 所轄庁は、第12条第3号又は第4号の規定による措置をしようとするときは、当該学校法人又は解職しようとする役員若しくは評議員に対して弁明の機会の付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

2 行政手続法第3章第3節の規定及び前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

（所轄庁への書類の提出等）

第14条 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人（以下この条において「助成対象学校法人」という。）は、収支予算書を作成しなければならない。

2 助成対象学校法人（会計監査人設置学校法人等（私立学校法第82条第3項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第143条に規定する大臣所轄学

校法人等をいう。第4項において同じ。)を除く。)は、計算書類(同法第103条第2項に規定する計算書類をいう。第4項において同じ。)及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。)又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

- 3 前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 4 助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後3月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告(会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第86条第2項の会計監査報告)を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

(税制上の優遇措置)

第15条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第16条・第17条 (略)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和51年4月1日から施行する。

(学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等に対する措置)

第2条 第3条、第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定中学校法人には、当分の間、学校法人以外の私立の幼稚園の設置者(学校教育法附則第6条の規定により私立の幼稚園を設置する者をいう。次項において同じ。)及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。))附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者(学校法人及び社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び認定こども園法一部改正法附則第4条第1項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。次項において同じ。)を含むものとする。

2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者(以下この条において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」という。))に係る第12条から第14条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表(編者注:次頁の表)の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

第12条各号列記以外の部分	所轄庁	都道府県知事
第12条第1号	その業務	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関する業務
	学校法人の関係者	幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に係のある者
	質問させ	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関し質問させ
	その帳簿	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関する帳簿
第12条第3号	予算が	当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する予算が
第12条第4号	当該学校法人の役員又は評議員	当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する者（当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人である場合に於ては当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人以外の者である場合に於ては当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。）
	，法令	又は法令
	所轄庁	都道府県知事
	処分又は寄附行為	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園についての処分
	当該役員又は評議員の解職をすべき旨	当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する者の担当を解くべき旨（当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人以外の者である場合に於ては、当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨）
第12条の2第1項から第3項まで（第13条第2項において準用する場合を含む。）	所轄庁	都道府県知事
第13条第1項	所轄庁	都道府県知事
	当該学校法人	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園を設置する者（当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人である場合に於ては、当該法人の代表者）
	解職しようとする役員若しくは評議員	担当を解こうとする者
第14条第1項	収支予算書	附則第2条第3項の規定による特別の会計について、文部科学省令で定めるところにより、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書
第14条第2項	計算書類（同法第103条第2項に規定する計算書類をいう。第4項において同じ。）及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	都道府県知事
第14条第4項	計算書類及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	都道府県知事

同表の下欄に掲げる字句とする。

- 3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第1項の規定に基づき第9条又は第10条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は幼保連携型認定子ども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第98条の規定を準用する。
- 4 前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。
- 5 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第1項の規定に基づき第9条又は第10条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に、当該補助金に係る幼稚園又は幼保連携型認定子ども園が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。
- 6 第2項の規定により読み替えて適用される第12条、第12条の2第1項、同条第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項並びに第14条第2項及び第4項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

（幼保連携型認定子ども園を設置する社会福祉法人に対する措置）

- 第2条の2 第3条、第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定中学校法人には、当分の間、幼保連携型認定

子ども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

- 2 前項の社会福祉法人に係る第12条から第14条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表（編者注：次頁の表）の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
- 3 幼保連携型認定子ども園を設置する社会福祉法人で第1項の規定に基づき第9条又は第10条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定子ども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第98条の規定を準用する。
- 4 前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。
- 5 第2項の規定により読み替えて適用される第12条、第12条の2第1項、同条第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項並びに第14条第2項及び第4項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

第3条（略）

2～5（略）

附 則（令和5年5月8日法律第21号）抄

（施行期日）

- 第1条** この法律は、令和7年4月1日から施行する。

第12条各号列記以外の部分	所轄庁	都道府県知事
第12条第1号	その業務	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する業務
	学校法人の関係者	幼保連携型認定こども園の経営に関係のある者
	質問させ	当該幼保連携型認定こども園の経営に関し質問させ
	その帳簿	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する帳簿
第12条第3号	予算が	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する予算が
第12条第4号	当該学校法人の役員又は評議員	当該幼保連携型認定こども園の経営を担当する当該社会福祉法人の役員
	、法令	又は法令
	所轄庁	都道府県知事
	処分又は寄附行為	当該幼保連携型認定こども園についての処分
	当該役員又は評議員の解職をすべき旨	当該幼保連携型認定こども園の経営を担当する役員の担当を解くべき旨
第12条の2第1項から第3項まで（第13条第2項において準用する場合を含む。）	所轄庁	都道府県知事
第13条第1項	所轄庁	都道府県知事
	当該学校法人	当該幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の代表者
	解職しようとする役員若しくは評議員	担当を解こうとする役員
第14条第1項	収支予算書	附則第2条の2第3項の規定による特別の会計について、文部科学省令で定めるところにより、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書
第14条第2項	計算書類（同法第103条第2項に規定する計算書類をいう。第4項において同じ。）及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	都道府県知事
第14条第4項	計算書類及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	都道府県知事

（私立学校振興助成法の一部改正に伴う経過措置）

第20条 前条の規定による改正後の私立学校振興助成法第14条（同法附則第2条第2項及び第2条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日以後に開始する会計年度

に係る同法第14条第1項の補助金の交付を受ける学校法人（同法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第2条の2第1項の社会福祉法人を含む。）について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る前条の規定による改正前の私立学校振興助成法第14条第1項

の補助金の交付を受けた学校法人（同法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第2条の2第1項の社会福祉

法人を含む。）の貸借対照表，収支計算書その他の財務計算に関する書類，収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については，なお従前の例による。